

札幌市告示第 3825 号

土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 11 条第 1 項の規定により、特定有害物質によって汚染されている区域を下記のとおり指定する。

指定する区域の範囲を表示した図面及び地番等は、札幌市環境局環境都市推進部環境対策課に備え置き、一般の閲覧に供する。

令和元年 7 月 19 日

札幌市長 秋元 克広



記

1 指定する区域の所在地（地番）

札幌市西区西町南 11 丁目 10 番の一部

2 土壌汚染対策法施行規則第 31 条第 1 項の基準（土壌溶出量基準）に適合していない特定有害物質

六価クロム化合物